Q20　退職後はどのように手続きすればよいですか？（60歳未満）

A20　退職された場合、現在ご加入の企業型確定拠出年金制度から脱退し、資産を移すお手続きが必要です（資産移換といいます）。
お手続きは、転職先の年金制度により異なります。
転職先に企業型確定拠出年金制度がある場合はその制度へ移換し、ない場合は原則個人型確定拠出年金へ移換することになります。

※年金資産の額や、転職先の年金制度、確定拠出年金の通算拠出期間等、要件を満たす場合、「脱退一時金」を受取ることができる場合があります。

退職後（１～２ヶ月後）に送付される「加入者資格喪失のお知らせ」は、通算拠出期間等を確認いただけるとともに、年金資産を移す手続きや脱退一時金を請求する手続きの際、必要となる実施事業所登録番号、企業型記録関連運営管理機関名称・登録番号等が記載されている重要なお知らせです。
手続きが完了するまで、大切に保管してください。

なお、ご退職後、企業型年金の加入資格を喪失してから６ヶ月経過いたしますと、資産が国民年金基金連合会に自動的に移換されてしまいます。この場合、運用指図ができない、給付要件である通算加入者等期間にも算入されない等、制約が多いことに加え、別途手数料がかかりますので、早めのお手続きをお勧めします。

◯移換のお手続きについて
【ご退職後、新たな企業で企業型確定拠出年金にご加入される場合】
移換のお手続きは移換先（ご転職先）で行っていただくことになります。
移換先（ご転職先）の企業型確定拠出年金内で運用を行うことになり、掛金や手数料は、移換先（ご転職先）の規約により決まっています。
移換のお手続きに必要な書類は、移換先（ご転職先）でご用意いただくものとなりますので、ご転職先の企業型確定拠出年金ご担当者部署へお申し出ください。
なお 三菱ＵＦＪ信託銀行への直接のお手続きはございません。

【ご転職先に企業型確定拠出年金がない場合や、企業等法人への転職をされない場合】
個人型確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ）に移換していただくことになります。
移換手続きについては、ご希望されるｉＤｅＣｏの運営管理機関に直接ご連絡いただき、お手続き方法等についてお問い合わせください。
この場合も同じく、三菱ＵＦＪ信託銀行への直接のお手続きはございません。

ｉＤｅＣｏの運営管理機関は、銀行、証券会社、保険会社など多数ありますので、下記国民年金基金連合会のホームページ等でご確認の上、お客様がご選択を希望される機関に直接お問い合わせいただき、必要書類の請求を当該機関で行って下さい。
＜国民年金基金連合会（ｉＤｅＣｏ公式サイト）＞
ＨＰアドレス　https://www.ideco-koushiki.jp/operations/
三菱ＵＦＪ信託銀行はｉＤｅＣｏCの取扱いがございませんので、ご参考までにＭＵＦＧ個人型コールセンターの連絡先をご案内いたします。
＜ＭＵＦＧ個人型コールセンター＞
フリーコール　0120-138-401
受付時間　当面の間、平日9：00～20：00、土日9：00～17：00となります。

【ｉＤｅＣｏへの移換以外の選択肢】
『通算企業年金』への移換が可能です。『通算企業年金』は、厚生労働省が所管している『企業年金連合会』という公益法人が取り扱っており、確定拠出年金における資産を『企業年金連合会』へ移換することにより、原則65歳から終身年金（ご本人が生存されている限り、生涯にわたって年金をお受け取りいただけます）を受け取れる制度です。

詳細は、企業年金連合会へ直接お問い合わせください。
＜企業年金連合会サイト＞
ＨＰアドレス　https://www.pfa.or.jp/tsusan/tanki/index.html

※企業型確定拠出年金において積み立てされた資産を移換する場合には、保有中の運用資産を全額売却（キャッシュ化）した上で、移換することとなります。
また、移換届出書類を不備なくご提出されてから、移換完了まで通常は2～3ヶ月ほど掛かります。

◯脱退一時金を受給するための要件について
個人別管理資産の額が「1.5万円以下の場合」と「1.5万円超の場合」にわかれており、それぞれ以下の通りです。

【脱退一時金の受給要件Ⅰ：①～③全ての要件を満たす必要があります】
①企業型ＤＣ加入者、企業型ＤＣ運用指図者、個人型ＤＣ加入者、個人型ＤＣ運用指図者、ではないこと。
②個人別管理資産の額が1.5万円以下であること。
③最後に企業型ＤＣの資格を喪失した日の翌月から６ヶ月を経過していないこと。

【脱退一時金の受給要件Ⅱ：①～⑦全ての要件を満たす必要があります】
①企業型ＤＣ加入者、企業型ＤＣ運用指図者、個人型ＤＣ加入者、個人型ＤＣ運用指図者、ではないこと。
②最後に企業型ＤＣの資格を喪失した日の翌月から6ヶ月を経過していないこと。
③60歳未満であること。
④個人型ＤＣに加入できない以下のいずれかに当てはまる方であること。
・国民年金第1号被保険者であって、保険料の免除申請をしている、又は生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方。
・日本国籍を有しない海外居住の方。
⑤日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと。
⑥障害給付金の受給者でないこと。
⑦企業型ＤＣ加入者及び個人型ＤＣ加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること又は個人別管理資産の額が25万円以下であること。

脱退一時金の受給要件を満たし、受給を希望される場合は、下記の企業型コールセンターあてお電話あてご連絡下さい。
＜三菱ＵＦＪ信託銀行企業型コールセンター＞
フリーコール　0800-300-4411
受付時間　当面の間、平日9：00～20：00、土日9：00～17：00となります。

※受け取りにつきましては、書類を受け付けて、不備がないことを確認した日から、2ヶ月～3ヶ月後になります。
※高度障害に該当される方はお手続きが異なります。詳しくは事業主様にお問い合わせください。